

那覇市公報

第 1 3 7 3 号

毎月 2 回 1 , 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

訓 令

- 那覇市事務決裁規程の一部を改正する訓令 (行政経営室) 503

告 示

- 都市計画道路の年次指定について (建築指導課) 504

公 告

- 道路の位置の指定について (建築指導課) 506
- 那覇広域都市計画公園事業の施行について (花とみどり課) 506

選挙管理委員会告示

- 選挙人名簿登録の抹消について 507
- 直接請求に要する選挙権を有する者の数について 507
- 在外選挙人名簿登録者の抹消について 508
- 投票区の区域変更について 508
- 指定投票区及び指定関係投票区について 509

訓 令

那覇市訓令第23号

平成15年8月28日

施 行 済

那覇市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市事務決裁規程の一部を改正する訓令

那覇市事務決裁規程（1971年那覇市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「那覇市事務分掌規則（1971年那覇市規則第15号）」を「事務分掌規則」に改め、「第55号」の次に「。以下「消防本部組織規則」という。」を加え、「副部長を」を「次長を」に改め、同条第5号中「課長を」を「課長並びに消防本部組織規則第3条第1項に規定する課長及び室長を」に改め、同条第6号中「主幹を」を「主幹及び消防本部組織規則第3条第2項に規定する主幹を」に改め、同条第8号中「係長を」を「係長及び消防本部組織規則第3条第1項に規定する係長を」に改め、同条第9号中「主査を」を「主査及び消防本部組織規則第3条第2項に規定する主査を」に改める。

第5条を削り、第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（事務決裁基準）

第3条 事務決裁基準は、第5条に定めるもののほか、別表第1によるものとする。

別表第1中「別表第1」を「別表第1（第3条関係）」に、「次長」を「副部長」に改める。

別表第2中「別表第2」を「別表第2（第5条関係）」に改め、同表工事に関する事項の項に次のように加える。

9	工事請負代金債権の譲渡に係る承諾に関すること。		5,000万円以上	5,000万円未満		
---	-------------------------	--	-----------	-----------	--	--

別表第3中「別表第3」を「別表第3（第5条関係）」に改める。

付 則

この訓令は、平成15年9月1日から施行する。

告 示

那覇市告示第 4 4 号

平成 15 年 8 月 26 日

掲 示 済

都市計画道路の年次指定について

下記の路線を建築基準法 4 2 条第 1 項第 4 号の規定による道路に指定する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

路 線 名	延 長	幅 員	区 間
那覇広域都市計画道路事業 3 ・ 3 ・ 1 5 号新都心牧志線	4 4 0 m	2 5 m	別図参照



公 告

那覇市公告第55号

平成15年8月26日

掲 示 済

道路の位置の指定について

建築基準法42条第1号第5号の規定に基づく道路の位置の指定を次のとおりしたので、建築基準法施行規則第10条の規定により公告する。

その関係図書は、那覇市都市計画部建築指導課に備えて一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

道路の位置の指定について

年月日	番号	申請者住所・氏名	道路の地名地番	幅員(m)	延長(m) 種別
平成15年 6月13日	2	那覇首里鳥堀町1 丁目38番地 宮城 裕	那覇首里鳥堀町4 丁目123-34番地	6.00	50.77 道路の位置 の指定
平成15年 7月23日	3	浦添市字阿波茶2 丁目7-5-101 (株)沖興建 代表 者 島袋 伸男	那覇首里末吉町3 丁目27番地1.29 番地1	5.00	21.28 道路の位置 の指定

那覇市公告第56号

平成15年8月28日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第62条第2項及び同法施行規則第49条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 都市計画事業の種類及び名称
種 類 那覇広域都市計画公園事業
名 称 2・2・那6号 宇栄原公園
- 施行者の氏名
那 覇 市

- 3 事業所の所在地
沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
- 4 事業地の所在地
沖縄県那覇市字宇栄原松川原及び慶良喜原地内
- 5 事業の施行期間
平成15年8月15日から平成19年3月31日まで
- 6 縦覧の場所
那覇市役所 建設管理部 花とみどり課
(那覇市銘苅2丁目3番1号、銘苅庁舎3階)

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第21号

平成15年9月2日
掲 示 済

選挙人名簿登録の抹消について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定に基づき、次のとおり
選挙人名簿より登録を抹消した。

那覇市選挙管理委員会
委員長 大城勝夫

- 1 登録抹消者 宮城かな子 他1,885名
- 2 登録抹消者リスト 別紙略
- 3 登録抹消条件 平成15年3月1日から同年3月31日までに転出した者
及び職権消除された者
- 4 登録抹消者数 1,886名(内訳 男 975名 女 911名)

那覇市選挙管理委員会告示第22号

平成15年9月2日
掲 示 済

直接請求に要する選挙権を有する者の数について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並び
に市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第4条第1項及び第
4条の2第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに地方自
治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに
地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第
1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例
に関する法律第4条第11項及び第4条の2第15項に規定する選挙権を有する者
の総数の6分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 大 城 勝 夫

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 4,664人
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 77,721人
- 3 選挙権を有する者の総数の6分の1の数 38,861人

那覇市選挙管理委員会告示第23号

平成15年9月2日
掲 示 済

在外選挙人名簿登録者の抹消について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の11の規定に基づき、次の者を在外選挙人名簿から登録を抹消した。

那覇市選挙管理委員会
委員長 大 城 勝 夫

最終住所又は 申請時の本籍	氏 名	生 年 月 日	抹消年月 日	抹 消 の 理 由
省 略	當山市代	省 略	平成15年 9月2日	国内に住民票が 作成された日後 4ヶ月を経過
省 略	翁長エミ子	省 略	平成15年 9月2日	国内に住民票が 作成された日後 4ヶ月を経過

那覇市選挙管理委員会告示第24号

平成15年9月2日
掲 示 済

投票区の区域変更について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第17条第2項の規定により本市の区域を分けて次のとおり投票区の区域を変更したので告示する。

那覇市選挙管理委員会
委員長 大 城 勝 夫

変更前

投票区名	投票区域
第10投票区	字古島、古島1丁目1~24番地・2丁目、真嘉比3丁目、字松川487~最終番地、松島1・2丁目、銘苅1丁目
第12投票区	おもろまち4丁目、字真嘉比、真嘉比2丁目
第20投票区	字上間500~655、字国場1~433、字仲井真
第21投票区	字上間144~499、字識名1058~最終番地、字真地145~397
第28投票区	字安謝、安謝1・2丁目、天久1・2丁目、おもろまち3丁目、字銘苅、銘苅2・3丁目
第33投票区	旭町(112番地10~16除く)、泉崎1・2丁目(101番地1~23、102~104番地全部、105番地7~11除く)、松尾1・2丁目
第36投票区	壺川1~3丁目、旭町112番地10~16、字古波蔵304~362番地、楚辺2丁目38~41番地、字壺川1~347番地、348番地の3~371番地、384~438番地、440~最終番地、泉崎2丁目101番地1~23、102~104番地全部、105番地7~11

変更後

投票区名	投票区域
第10投票区	字古島(1~12番地除く)、古島1丁目1~24番地・古島2丁目、真嘉比3丁目、字松川487~最終番地、松島1丁目・松島2丁目
第12投票区	字真嘉比、真嘉比2丁目
第20投票区	字上間400~655、字国場1~433、字仲井真
第21投票区	字上間144~399、字識名1058~最終番地、字真地145~397
第28投票区	字安謝、安謝2丁目(15番地)
第33投票区	旭町、泉崎1丁目・泉崎2丁目、松尾1丁目・松尾2丁目
第36投票区	壺川1~3丁目、字古波蔵304~362番地、楚辺2丁目38~41番地、字壺川1~347番地・348番地の3~371番地・384~438番地・440~最終番地
第51投票区 (新設)	字古島1~12番地、字銘苅、銘苅1丁目・銘苅2丁目・銘苅3丁目、おもろまち3丁目・おもろまち4丁目、天久1丁目・天久2丁目、安謝1丁目・安謝2丁目(15番地除く)

那覇市選挙管理委員会告示第25号

平成15年9月2日

掲 示 済

指定投票区及び指定関係投票区について

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第26条第2項の規定により、次のとおり指定投票区の指定を取り消し、また、同条第1項の規定により指定投票区を指定し、併せて指定関係投票区を定めた。

那覇市選挙管理委員会
委員長 大城 勝 夫

1 取り消した指定投票区

第 4 6 投 票 区

2 新たに指定した指定投票区

指 定 投 票 区	第 5 1 投 票 区
指 定 関 係 投 票 区	第 1 投票区 ~ 第 5 0 投票区